



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

火災事故につきエアコンメーカーの製造物責任を認めた事例

本件は、2階建て建物のベランダ付近から出火した火災につき損害賠償が求められた事案である。本判決は、本件火災はベランダに置かれたエアコンの室外機から出火したものであるとして、同室外機に欠陥があったものとし、本件エアコンの被告メーカーの製造物責任法3条の責任を認め、原告らの請求の一部を認容した。

建物の焼損状況や発火源となり得るものの検討等から、本件火災は2階ベランダに置かれたエアコンの室外機周辺が出火場所であると認めたと見え、さらに本件室外機の部品やその周辺部の焼損状況、発火可能性等から事実上の推定を活用し本件室外機が発火源だと認定しメーカーの製造物責任を認めたとい

う点が、製造物責任における消費者被害の救済を考えるうえで参考になる事例である。(東京地方裁判所平成30年5月29日判決、未搭載)

原告ら：X1(宗教団体)、X2(代表者)～X7(代表者の親族)の7名
被告：Y(エアコンメーカー)

事案の概要

X1は、宗教団体である法人格なき社団であり、その教会兼住宅の建物(2階建て建物で建築面積約120㎡。以下、本件建物)を本拠地としている。X1の代表者であるX2、その妻のX3は、本件建物に隣接する建物に居住し、両名の家族であるX4とともに原告宗教団体を運営している。X4は、本件火災当時、その妻であるX5、X5との間の家族であるX6およびX7とともに、本件建物に居住していた。

2012年10月9日午前2時頃、本件建物2階ベランダ付近から出火して火災となり、本件建物を焼損した(本件火災)。X2、X4およびX5は、本件建物のリビングダイニングで消火活動を行ったものの、2階ベランダに大きな火の手が上がっていたことから、本件建物外に避難したが、その後、X2とX5は、救急搬送され、X2、X4およびX5は本件火災により気道熱傷

を受傷し、入院と通院をした。

Xらは、本件建物の2階南側ベランダに設置していたY社製エアコンディショナー(本件エアコン)の室外機(以下、本件室外機)から発火し、これによりX1らが損害を被ったと主張して、X1につき、家屋建替費用等合計約6600万円から本件火災で受領した損失保証金(共済金)のうち約4800万円を控除した額である約1800万円、X2につき、自動車修理費用、治療費等および慰謝料の合計約600万円、X3につき、慰謝料400万円、X4につき、自動車修理費用、休業損害等および慰謝料の合計約1500万円、X5につき、休業損害および慰謝料の合計約300万円、X6につき慰謝料300万円、X7につき慰謝料200万円の損害賠償金と各遅延損害金の支払いを求めた。

本件でXらは、本件火災について、2階ベランダが最も焼損が激しい箇所であり、そこには焼損の激しい本件室外機があったこと、X5お



よびX6の本件室外機付近から火が出ていたとの供述、本件室外機のすぐ上の天上梁^{はり}に最も激しい損傷があったことなどから、本件火災は、本件室外機からの発火を原因としたもので、本件室外機には欠陥があったものと推認できると主張した。

これに対しYは、本件室外機には発火痕跡がない、本件室外機に残された痕跡によれば本件室外機は外部からの炎で延焼している、消防当局や独立行政法人製品評価技術基盤機構を含む各専門機関の調査結果でも本件室外機からの出火ではないと結論づけられているなどとして、本件室外機には欠陥はないとし、Xらの主張を全面的に争った。

理由

1. はじめに

本件においては、本件火災の発火源が被告製品であるか否かが争点となっているところである。最高裁昭和50年10月24日判決では「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性^{がいぜん}を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」としている。

2. 出火場所の検討

本件建物の2階各居室等の焼損、消失等の状況を見ると、リビングダイニング、2階子ども部屋および2階ベランダの各箇所の焼損等が激しく、これらの場所の焼損状況や発火源となり得るものを検討すると、本件火災は、2階ベランダの本件室外機周辺が出火場所である蓋然性が最も高いというべきである。これに2階ベラ

ンダに火の手が上がっているのを目撃したとする本件火災を発見した際の状況等に関するX6の供述内容(本件火災を発見した際の行動について、当初異常を感じ2階子ども部屋(長男)の部屋の電気をつけようとスイッチを押したものの点灯せず、リビングの反対側にあるスイッチを押すために同室内を移動していたところ、2階ベランダに火の手が上がっているのを目撃して本件火災に気づきX4およびX5を起こしたとする供述)がこれまで述べたような本件火災後の本件建物の2階部分の客観的状況と矛盾する点は見られずその主要な部分において一貫しており、また、X6の本人尋問における供述態度も真なものであり十分信用に値するものであることを考慮すれば、本件火災は、2階ベランダの本件室外機周辺が出火場所であることが、高度の蓋然性をもって認められるものというべきである。

3. 2階ベランダ内の発火源の検討

そのうえで、2階ベランダ内の発火源について検討すると、本件室外機東側に取り付けられている部品である冷却用プロペラファン電動機について、可燃性樹脂であるプロペラファンが消失または焼損していたほか、その背面部の銅管部分は、銅管の周囲にあるアルミフィンが完全に消失し、銅管も直線状の原形をとどめないほどに、全体的に大きく湾曲しており、そのうち数本が離断した状態であり、前述の電動機付近は、各部品が完全に消失するなど、激しく燃焼したことが認められる。これに本件室外機のファン部分に向き合っている南側壁部分は、本件火災による衝撃で破壊されて穴が空いていること、この穴は火災による衝撃で空いたと考えるのが合理的であること、本件室外機は、特に左側の前記ファン電動機部分が激しく燃焼・焼損しており、当該部分を構成する部品で通電があり、発火の可能性のある電気系統部品は、前



述のファン電動機だけであること、Yのエアコン室外機や空気清浄機においてファン電動機やファンモーター内プリント基板上のコンデンサー等の短絡により出火したものが相当数存在していることなどの事情を考慮すると、本件火災の発火源は本件室外機である。

4. まとめ

本件火災の発火源が本件室外機と認められたうえ、本件室外機が2階のベランダに設置されてから本件火災が発生するまでの期間が1年10カ月程度に過ぎないことや本件におけるすべての証拠を検討しても、Xら側において本件室外機を通常と異なる方法により使用したような事情は認め難いことに照らせば、本件火災は、Yの製品である本件室外機の欠陥により生じたものと推認することができる。したがって、Yは、Xらに対し、製造物責任法3条により本件火災によって生じた損害を賠償すべき責任を負うものというべきである。

解説

1. 各原告の請求額と本判決の認容額

本件火災はY製造のエアコンの室外機から発火したものとして、本件室外機の欠陥を認め、Yに製造物責任法3条の製造物責任を認めたものである。しかし、X1の損害賠償(請求額:約1800万円)については、既に、宗教団体の加入する共済組合から受けた共済金約4800万円で全額補填ほてんされているとしてその請求を棄却し、X2については、約30万円(約600万円。括弧内の金額は請求額である。以下同じ)、X3は20万円(400万円)、X4は318万余円(約1500万円)、X5は48万円(約300万円)、X6は40万円(300万円)、X7は40万円(200万円)の一部認容となっている。

2. 製造物責任の欠陥の認定について

本件は、訴訟における立証が一点の疑義も許さない自然科学的証明ではなく、高度の蓋然性を証明するものであることを確認したうえ、消防の火災原因判定書では、本件火災の原因は不明とされているが、本件建物の焼損状況や発火源となり得るものの検討等から、本件火災は2階ベランダの本件室外機周辺が出火場所であると認めた。さらに2階ベランダ内の発火源について検討し、本件室外機の部品の焼損状況や周辺部分の焼損状況、発火可能性等から本件室外機が発火源だと認定し、製造物責任法3条のYの責任を認めたものである。このようにして、出火原因を高度の蓋然性を持って認定したもので、その事実認定および責任判断につき、参考となる。

3. 製造物責任法制定の際の「欠陥」の立証について

エアコンを含め家電製品からの発火による火災事故の場合、製品の焼損が激しく、発火原因が当該製品の欠陥によるものであることが特定できないことも多い。民法の不法行為責任を問うには被害者が加害者の「過失」を証明することが必要とされたが、製造物責任法では被害者により製品の「欠陥」が証明されればメーカーが責任を負うものとされ、過失責任から無過失責任(欠陥責任)に責任要件が緩和された。しかし、製品の開発や製造過程にかかわらない消費者が製品の「欠陥」を立証することは困難であるところから、製造物責任法立法の際には、消費者が通常の使用で異常な損害が発生したことを立証した場合には、製品の欠陥を推定する推定規定を設ける案もあったが、事実上の推定を活用することによって、消費者である被害者の立証負担を事実上軽減するという一方で、推定規定は採用されなかった。なお、事実上の推定とは、通常の民事裁判の事実認定で使用される事実認



定方法であり、ある要件、例えば「欠陥」を製品の設計が誤っていたとする設計図など製品の欠陥を直接立証する証拠がない場合でも、その他のその製品の使用状況や事故の発生状況などの事実や証拠から経験則を踏まえて要件事実を推認する方法であり、製造物責任事件では、知識や証拠が偏在すること等を考慮して事実上の推定を活用することによって、証拠を持たない消費者に過度の立証負担を与えないことが立法の際に提言されていたのである。

参考判例①は、製造物責任法が成立する直前に出された判例で、製造物責任法立法の際の議論を踏まえたテレビからの発火事故の判例である。当該テレビが製造されてから発火まで8カ月の事故だったことから、事実上の推定を活用し、テレビの欠陥を推定し、さらにメーカーの過失をも推定したものである。

参考判例②は、製造から約6年間経過したテレビからの出火火災により1人が死亡した事故で、やはり事実上の推定を活用し、メーカーの不法行為責任を認めたものである。本判決も本件室外機が設置されてから2年10カ月の事故であることや通常の使用方法与異なる使用方法はなかったことから、事実上の推定を活用しメーカーの製造物責任を認めたものである。

なお、最近の製品からの発火事故の判例は次のものが挙げられる。

- ・ **参考判例③**は、電気式床暖房製品から出火したもので、責任肯定
- ・ **参考判例④**は、ノートパソコンから出火、責任肯定
- ・ **参考判例⑤**は、電装部品から出火、責任肯定
- ・ **参考判例⑥**は、輸入布団乾燥機から出火、責任肯定
- ・ **参考判例⑦**は、自動販売機からの出火かが問題となったが、放火の可能性があると責任を否定

コラム

最高裁昭和50年10月24日判決について

この判決は、一般に「ルンバール事件」と呼ばれる判決である。当時3歳の原告が、化膿性髄膜炎のため大学病院へ入院し、医師から治療を受けたが、ルンバール施術(腰椎穿刺による髄液採取とペニシリンの髄腔内注入)の結果、施術後に患者が半身不随^{まひ}麻痺、言語障がい等の複数の障がいを発症、後遺症として残ったことについて、医師の過失が問題となった医療過誤による損害賠償請求事件である。最高裁は、民事訴訟における因果関係の証明は一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、高度の蓋然性の証明で足りるとし、原判決を破棄し、担当医師らの過失の有無を審理する原審に差し戻した。本判決は、直接的には医療過誤訴訟における因果関係の証明について判断を示したものであるが、より一般的に、民事訴訟における証明度の基準(高度の蓋然性の基準)を確立したリーディングケースとされているものである。

参考判例

- ①大阪地裁平成6年3月29日判決(『判例時報』1493号29ページ)
- ②大阪地裁平成9年9月18日判決(『判例タイムズ』992号166ページ)
- ③東京地裁平成27年3月30日判決(『判例時報』2269号54ページ)
- ④神戸地裁平成27年3月24日判決(LLI/DB)
- ⑤東京地裁平成25年10月9日判決(LLI/DB)
- ⑥大阪地裁平成25年3月21日判決(LLI/DB)
- ⑦東京地裁平成28年8月5日判決(『判例タイムズ』1446号237ページ)